

くらしと協同の研究所

## 第31回総会 議案書

開催日：2023年7月1日（土）17:40～18:10

会場：京都府民総合交流プラザ京都テルサ セミナー室  
京都市南区東九条下殿田町70番地（新町通九条下ル）  
TEL 075-692-3400

### （ご注意）

- ・「総会記念シンポジウム」は、13:00～17:20に開催します。
- ・詳細は「2023年総会記念シンポジウムのご案内」をご覧下さい。
- ・総会当日は、この『議案書』をご持参ください。



くらしと協同の研究所

〒604-0857

京都市中京区烏丸通二条上ル時絵屋町258 コープ御所南ビル4F

TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037

Email [KKI@ma1.seikyou.ne.jp](mailto:KKI@ma1.seikyou.ne.jp) (←ma1の1は数字です)

URL <http://www.kurashitokyodo.jp>

# 第31回総会議案と議事次第

<b>議 案</b>	第1号議案	2022年度 活動のまとめ、会計報告
	第2号議案	2023年度 活動方針及び予算
	第3号議案	役員改選の件（31期32期） ※役員候補者名簿は当日配布します。

<b>議事次第</b>	一、開会・議長確認
	二、議事録署名人の選出
	三、議案提案と審議、採決
	第1号議案、第2号議案、第3号議案

同 審議  
同 採決

四、閉会

※総会終了後の懇親交流会は開催いたしません。

## 第30回総会によせて

くらしと協同の研究所理事長 若林靖永

今年、くらしと協同の研究所は30周年を迎えることができました。本研究所は1993年6月26日に、西日本の生協をはじめとする協同組合や各団体、研究者、生協役職員や組合員の方々の協力と参画によって発足しました。当時、農産物の輸入自由化、「改正」大店法の施行、社会的格差の拡大、地球規模での環境保全など、広く国民諸階層に共通するくらしと協同の課題に注目し、21世紀につながる大きな転換点をみきわめていく、協同を基礎とする研究機関をつくることになりました。

この30年をふりかえってみると、人類社会にとっても、日本社会にとっても、そして地域と生協においても大きな変化がすすみました。そして、いま、私たちはますます現代の人類社会が直面している問題や課題に向き合い、新しい社会はどうあるべきか、新しい社会をどのようにしてつくっていくかという問いに答えることが求められています。私たちは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらためていのちというものに向き合いました。戦争はいのち、そして自由な魂に対する最大の脅威であり、それが目の前の問題であることに直面しています。さらにChatGPTの登場により、AIが私たちの生活や労働、サービスに大きく影響することが誰にも見えるようになり、企業や政府等での活用の検討がすすめられるとともに、大学や学校での教育現場での対応も迫られています。

くらしと協同の研究所は、一人ひとりのいのちと自由な魂が尊重される生活や働き方、地域社会になるよう、今後とも研究、調査、学習をすすめていきたいと思います。

今回の総会記念シンポジウムでは、特に生協において食を重視して取り組んできたことをふまえ、現代社会における食の価値について考え、生協としてどう伝え、暮らしや地域社会のために活かしていくべきよいのか、について考えていきたいと思います。

また、30周年記念事業として記念式典、年史の編集発行等にも取り組んでいく予定です。会員のみなさまにはこれまでの本研究所への参加・貢献に感謝するとともに、いっしょに祝い、これからの中研究所のあり方を語り合いたいと考えております。

会員のみなさまには、これまでの研究所の成果をふまえ、新たな研究、活動、事業が展開されるよう、ともに研究所活動にご参加いただきたいと願っています。

## 1号議案 2022年度活動報告、会計報告

### 2022年度 活動方針に基づく振り返り

#### I. 調査研究活動の推進

##### 1. 基幹研究会

基幹研究会の活動期間は1クール2年、2クール4年です。

###### (1) 生協労働研究会

雇用形態の変化や働く事に対する意識の変化の中で、生協での労働について社会や組合員、経営や労働からの総合的な視点から各単協の労働の実態調査を基礎に理論化するために2016年「生協労働研究会」を設置しました。

しかし研究会が調査対象として考えていた生活協同組合の現場は、折からの空前の人手不足により、際だって多忙な状態にあり、調査は当初考えていたスケジュール通りにはなかなか進まず、その後のコロナ禍によって、研究会の活動は停止を余儀なくされました。そのような状況の中、2つの市民生協と4つの医療福祉生協の職員へアンケートを実施し、2017年と2021年の総会記念シンポジウムで報告をおこない、生協労働研究会報告書を2022年6月に発行し、終了しました。

###### (2) 次世代生協研究会

研究会は6/3, 8/10, 11/11, 2/10の計4回開催しました。毎回すべてのメンバーによる研究の進捗状況報告と合わせて、6/3においては、総会記念シンポジウムの分科会（7/3開催）での報告内容の協議、2/10においては、「くらしと協同 研究活動報告会（全体研究会）」（3/4開催）での報告内容の協議、そして11/11においては、次年度の研究会終了に向けた研究会報告書に関する論議を行いました。

###### (3) 新しい基幹研究会の準備・立ち上げ

2022年総会記念シンポジウムの企画テーマである協同労働をさらに深めるために、下門直人氏を座長に「協同労働・労協研究会」を立ち上げるための準備を行い、12月29日にメンバーの初会合をZoomでおこないました。

##### 2. 公募研究会・自主研究会

###### (1) 公募研究会

新たに立ち上がった公募研究会はありませんでした。

###### (2) 自主研究会

・2021年度に新しく立ち上がった「新しい協同の研究会」が定期的に研究会を開催しています。自主研究会自体の増減はありませんでした。

・自主研究会をさらに広げるために運営委員会で協議を進め、開催についての援助や会員比率の基準などの改善について検討しました。

### 3. コーポラティブ・ラボ

コーポラティブ・ラボの研究所における位置づけを規程でも明示するために、コーポラティブ・ラボのメンバーと検討したうえで、「くらしと協同の研究所 研究会等設置規程」を改定し、コーポラティブ・ラボの位置づけを明記しました。

また、2022年度においても季刊『くらしと協同』の企画、編集を年2回行い、40号と42号を発行しました。加えて12月には、地域の食文化をテーマに、奈良県内にある井上本店イゲタ醤油（醤油醸造業）、ふ政商店（麸製造業）を対象に、奈良の醤油・お麸に関する歴史、製造工程、販売方法等に関する現地視察を実施しました。

### 4. くらしと協同 研究活動報告会（全体研究会）の開催

会の名称を分かりやすく研究活動報告会としリモートのみの企画で開催しました。また、毎年公募している研究報告に、今回は2名の方から申し込みがあり合計3名の方が研究報告をしました。

○開催日：2023年3月4日（土）13：30～17：30

○参加者：37名

○登壇者：6団体、8名

○内容

（1）研究所主催の研究会等の報告

（2）各研究会からの報告

①今年度の研究会の動向について

②今年度の活動内容と成果の概要報告（次世代生協研究会、他各研究会）

③今年度発行した『くらしと協同』について

（3）研究報告

・松本 照生 氏（市民生活協同組合ならコーポ 学識経験者理事）

「電力市場の課題と消費者が行動できるその解決策」

・柴田 純一 氏（元南医療生活協同組合役職員）

「『文化』を対象とする協同組合の意義と役割」

・岩男 望 氏（京都大学大学院博士後期課程）

「世界農業遺産制度が地域保全にもたらす視点」

### 5. 特別研究会・学習会の開催

（1）「労働者協同組合法学習会」の開催（リモート開催）

2022年7月に開催する総会記念シンポジウム「協同のネットワークを地域でどう創るか」のプレ企画として、今秋から施行される「労働者協同組合法」について、日本労働者協同組合連合会理事長の古村伸宏氏を講師に招き、法制定の背景や特徴、協同組合どうしの連携や地域づくりとの関わりについて学び、意見交換を行いました。

①開催日：2022年6月11日

②参加者（登壇者・関係者含む）：51名  
③登壇者：古村伸宏氏（日本労働者協同組合連合会理事長）

（2）「ウクライナの歴史について知るための学習会」の開催

理事会でのウクライナ侵攻を踏まえた学習会開催の要望を受けて開催しました。ロシアによるウクライナ侵略が続く中、改めてウクライナ地域の歴史を学ぶことでより深くこの問題を考える場としました。

①開催日：2022年11月12日（土）

②登壇者

講師：小山 哲 氏（京都大学大学院文学研究科 教授）

司会・コーディネーター：浮綱 佳苗 氏（日本学術振興会 特別研究員PD）

③参加者（登壇者・関係者含む）：21名

（3）特別研究会の開催（リモート開催）

2020年度から毎年開催している「コロナ特別研究会」を開催しました。今年は名称からコロナを削除し「特別研究会」としました。

①開催日：2022年12月17日（土）

②参加者：登壇者3団体、6名 参加者合計40名

申込み者数	38
実参加者	28
登壇者	6
関係者	6
参加者計	40

③内容

○基調講演：ミルク・サプライチェーンにおけるコロナ禍の影響と変化

—コロナ禍・資材高騰の二重の危機の視点から—

清水池 義治 氏（北海道大学大学院農学研究院 准教授）

○実践報告

牛乳の生産、ミールキットの企画・利用、大学生協食堂の様子から、食消費のあり方を考えました。

第1報告 大山乳業農業協同組合 酪農指導部 今吉 正登 氏

第2報告 コープきんき事業連合 宅配商品部 統括 斎藤 徳人 氏

第3報告 立命館生協 食堂部門 統括店長 石角 大樹 氏

コメント：原田 英美 氏（福島大学食農学類 准教授）

コーディネーター：山野 薫 氏（近畿大学 当研究所運営委員・理事）

## 6. 会員の拡大と研究員としての登録促進

『くらしと協同』に執筆いただいた研究者や取材先へは、執筆後1年間『くらしと協同』誌を送り、最後の発送時には入会のお願いを同封しています。2022年度は新たに個人会員6名が入会し、3名が研究員登録をしました。

## II. 総会記念シンポジウム、生協組合員理事トップセミナーの開催

（詳細は巻末の資料集に報告書を掲載しています）

### 1. 2022年総会記念シンポジウム

#### （1）開催日、会場、開催形式

7月2日（土） 13:00～17:10 シンポジウム 終了後 第30回総会

7月3日（日） 9:30～12:30 分科会

会 場：京都テルサ

開催形式：リモート参加と会場参加とのハイブリッド開催

#### （2）内容

①7/2（土）

##### ・第1部 基調講演

「協同労働の今日的意味と可能性－地域づくりの深化に向けて－」

大高 研道 氏（明治大学）

##### ・第2部 実践報告

報告1：「若者サポート、森づくりの取り組み－但馬地域における実践－」

上村 俊雄 氏（企業組合労協センター事業団 但馬地域福祉事業所）

報告2：「地域のネットワークづくりにどう取り組むか－京丹後地域の実践を中心に－」

古村 伸宏 氏（日本労働者協同組合連合会 理事長）

##### ・第3部 ディスカッション

コーディネーター：青木 美紗 氏（奈良女子大学）

登壇者：上記報告者

コメンテーター：細川 孝 氏（龍谷大学） 東田 一馬 氏（京丹後市大宮地区 つねよし  
百貨店代表）

##### ・コーディネーター まとめ

#### ②7/3（日）分科会

##### ○第1分科会 「若年層と創る未来の協同社会－産直・倫理的商品・組合員参加を事例に組合員のニーズを探る－」

コーディネーター：辻村 英之 氏（京都大学） 山野 薫 氏（近畿大学）

報告I：生協産直をめぐる組合員の意識とその世代間差異－米の産直事業を事例として－  
鬼頭 弥生 氏（京都大学）

コメント 松原 拓也 氏 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

報告Ⅱ：持続可能な倫理的消費に関する研究

玉置 了 氏 (近畿大学)

コメント 岩橋 涼 氏 (名古屋文理大学)

報告Ⅲ：利用と活動を通じた若年組合員の参加と関係性の実態について

加賀美 太記 氏 (阪南大学)

コメント：浮綱 佳苗 氏 (日本学術振興会特別研究員)

#### ○第2分科会 「購買生協は高齢期の生活を支えられるか？」

－「生協10の基本ケア」を合言葉にして－

コーディネーター 川口 啓子 氏 (大阪健康福祉短期大学)

解題：超高齢社会の再認識－ピークはこれから 川口 啓子 氏

報告Ⅰ：組合員も職員も知っておきたい「生協10の基本ケア」 暮らしに活かして介護予防も 小田 史 氏 (大阪健康福祉短期大学)

交流：「生協10の基本ケア」から発想を飛ばしつつ、生協の事業や活動を考えてみます  
グループディスカッション

報告Ⅱ：なぜ、生協が福祉事業に取り組むのか－原点に立ち返って 浜岡 政好 氏 (佛教大学名誉教授)

#### ○第3分科会 「ロングセラーコープ商品から考える次のロングセラー」

コーディネーター 下門 直人 氏 (京都橘大学)

報告Ⅰ：「ティーパックだしを家庭に普及させた『味パック』」

豊田 滋之 氏 株式会社カネソ22

報告Ⅱ：「業界にイノベーションを引き起こした『にがり充てんとうふ』」

塩谷 元彦 氏 さとの雪食品株式会社 大阪営業部

報告Ⅲ：「家庭からゴミの減量を目指した『芯なしロール』」

寺岡 謙将 氏 丸富製紙株式会社 西日本営業本部

#### (3) 参加者

	会場参加者	Zoom参加者	登壇者	事務局	計
1日目シンポ	36	69	7	8	120
第1分科会	9	33	8	2	52
第2分科会	5	25	3	2	35
第3分科会	7	20	6	2	35
2日目参加者計	21	78	17	6	122

## 2. 2022年度第23回生協組合員理事トップセミナーの開催

### (1) 開催日、開催形式

開催日：11月26日(土) 13:00～16:10

開催形式：オンライン参加

### (2) テーマ

これまでのつながり、そしてこれからのつながりを考える～ 生協ファンを広げるには～

### (3) 内容

#### ・第1部 基調講演

「生協におけるつながりとファン～マーケティングからその意味を考える～」

加賀美 太記 氏 (阪南大学)

#### ・第2部 グループワーク

ブレイクアウトルームを活用して6グループでグループワークを行いました。

### (4) 参加者

・1部組合員理事の参加 122名 (呼びかけ人6名含) 30生協1団体。

・2部は組合員理事の参加 41名 (呼びかけ人6名含) 20生協。

## III. 編集・広報活動の推進

### 1. 季刊誌『くらしと協同』

#### (1) 2022年度企画

号(発行日)	特集	担当
第39号(3月25日)	コロナに克つII～つながりを紡ぎ続ける	編集会議
第40号(6月25日)	個性を認め合える社会とは	コーポラティブ・ラボ
第41号(9月25日)	2022年総会記念シンポジウム特集	編集会議
第42号(12月25日)	くらしに寄りそった情報伝達とは	コーポラティブ・ラボ

(2) 第42号から誌面をカラー印刷に刷新しました。これによりグラフや写真などが非常に見やすくなりました。これに合わせて、これまでのとじ込み感想ハガキを廃止して、QRコードでご意見をいただく形式に変更しました。

(3) 第39号から「研究所ニュース」のページを新設し、研究所主催の企画について報告を掲載するようにしました。

### 2. 第2回『くらしと協同』合評会企画(リモート開催)

(1) 6/11労働者協同組合法學習会と同時開催で、第2回『くらしと協同』合評会企画「『くらしと協同』を読む」を開催しました。『くらしと協同』の第38号と第39号を取り上げて、編集担当者から特集の背景や内容の特徴について説明し、参加者と感想・意見を交流しました。

(2) 開催日：6月11日(土)

(3) 参加：27名

(4) 対象号：第38号：特集「発電を通じた地域活性化への挑戦」

## 第39号：特集「コロナに克つⅡ～つながりを紡ぎ続ける」

### 3. 報告書等

2022年総会記念シンポジウムの報告は『くらしと協同』41号として発行しました。また、第23回生協組合員理事トップセミナーの報告集は、2023年4月に発行しました。

研究所主催の「コロナ特別研究会」で佐藤卓利氏（立命館大学特任教授・乙訓医療生活協同組合理事長）がおこなった基調講演を第39号に掲載しました。

### 4. ホームページ・デジタル化

デジタルアーカイブ化・ホームページ改革ワーキンググループ（WG）を立ち上げ、研究所のホームページのリニューアルに取り組みました。現在のホームページの点検をWGでおこない、改善点を洗い出しました。企画委員や運営委員、コーポラティブ・ラボの名簿が掲載されていませんでしたが、新たに掲載するようにしました。

また、これまで研究所が発行した報告書などのデータをデジタル化保存しました。

### 5. その他

特別研究会や学習会等の広報、発信はホームページとメールでお知らせし、メールでのお知らせは状況に応じて複数回発信し、より多くの方の参加を目指しました。

## IV. 研究所の運営

### 1. 常任理事会・理事会

理事会開催日：2022年12月10日（土曜日）

2023年5月6日（土曜日） 7月1日（土曜日）の3回開催

常任理事会開催日：2022年9月3日（土曜日） 11月12日（土曜日）

2023年3月4日（土曜日） 5月6日（土曜日）の4回開催

（1）実出席とリモートのハイブリッドで開催しましたが、引き続き理事の意見交流の時間を取り、理事相互の情報交換の場となるように運営しました。

（2）第1回理事会で30周年記念事業実行委員会と新しい基幹研究会である「協同労働・労協研究会」の設置を決議しました。

### 2. 企画委員会

開催日：2022年8月12日（金曜日） 10月7日（金曜日）

2023年2月17日（金曜日） 5月19日（金曜日）の4回開催

（1）実践家から出された現状報告や実践事例について次の研究所の課題を導き出すための議論議論を研究者、実践家の委員がそれぞれの立場で自由に議論しあいました。

（2）対面とリモートのハイブリッド開催で案内し、何人かは会場に参加されましたが、基本的にリモート参加が主体でした。

### 3. 運営委員会

開催：原則として毎月1回開催しました。

- (1) 個人会員（研究者）の運営委員4名のうち、2名が交代し、新しいメンバーで活動を行いました。
- (2) 総会記念シンポジウムの企画立案や登壇者との打ち合わせ、また、「くらしと協同 研究活動報告会」（全体研究会）」「総会記念シンポジウムプレ企画『労働者協同組合法学習会』」「『くらしと協同』合評会企画」「ウクライナの歴史について知るための学習会」「特別研究会」などの企画、運営など、研究所のほぼすべての取り組みの企画・運営を行いました。

### 4. 編集委員会・編集会議

編集委員会開催日：2022年6月29日（水）

編集委員会を総会前に開催し、『くらしと協同』の2021年度の発行の振り返りと、2022年度の発行計画を確認しました。

また、掲載の1年後、ホームページで掲載原稿を公開すること、掲載原稿の複製および公衆送信・伝達を研究所に対して許諾いただくよう最初の依頼文に明記することを決めました。

各号の企画を具体化する編集会議を編集委員、コーポラティブ・ラボのメンバーで適宜開催しました。

### 5. 事務局・院生事務局

- (1) 事務局は京都生協から2名、コーポしがから1名の3名体制でおこないました。
- (2) 院生事務局については、欠員だった1名を補充しました。院生事務局はその経験を通して他の研究分野や大学とのネットワークを生むことができ、その後も大部分の人が学界で活躍しています。また、院生事務局の仕事は、様々な研究者や団体、個人に取材することを通じて、若手研究者の人間形成にも大きな役割を果たしています。

## V. 研究所30周年企画の検討

2022年12月の理事会で「30周年記念事業実行委員会」を立ち上げ、30周年記念事業の具体化に向けて実行委員会での検討を始めました。

## 2022年度収支計算書

2022年3月21日～2023年3月20日

(単位:円)

収入の部	予 算	実 績	差 異	備 考
1、会費収入	17,391,000	17,442,750	51,750	
団体(正)	15,600,000	15,660,000	60,000	33団体
団体(賛)	972,000	972,000	0	10団体
個人(正)	807,000	798,750	-8,250	136人
個人(賛)	12,000	12,000	0	2人
2、事業収入	512,800	738,300	225,500	
3、雑収入	233	275	42	利息
当期収入合計 (a)	17,904,033	18,181,325	277,292	
前期繰越収支差額	29,017,774	29,017,774	0	
収入合計 (b)	46,921,807	47,199,099	277,292	
<b>支出の部</b>				
1、事業費支出	13,626,000	12,185,510	-1,440,490	
①研究人件費	1,800,000	1,800,000	0	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	1,756,000	372,597	-1,383,403	
研究交流会費	100,000	34,620	-65,380	コーポラボ
くらしと協同全体研究会	50,000	28,274	-21,726	
基幹研究会活動費	1,000,000	105,000	-895,000	次世代生協研究会、労協研究会
公募研究会活動費	0	0	0	
会費	6,000	6,000	0	日本協同組合学会
研究出張費	200,000	32,840	-167,160	
福祉関連事業費	200,000	0	-200,000	
図書購入費	200,000	165,863	-34,137	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	2,050,000	2,668,802	618,802	総会シンポジウム、トップセミナー
④教育文化費	8,020,000	7,344,111	-675,889	
「くらしと協同」費用	6,620,000	6,083,474	-536,526	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など
報告書等費用	1,400,000	1,260,637	-139,363	トップセミナー報告集など
2、管理費	3,153,000	3,295,592	142,592	
①機関会議費	696,000	936,352	240,352	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	70,000	55,922	-14,078	文具、トナー、保守料
③通信交通費	700,000	596,827	-103,173	
④賃借料	1,320,000	1,326,600	6,600	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	176,000	176,000	0	会計事務所
⑥支払手数料	90,000	106,091	16,091	振込料、残高証明書
⑦租税公課	1,000	1,000	0	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	100,000	96,800	-3,200	
3、雑損失	17,703	12,000	-5,703	
4、寄付	900,000	900,000	0	地域と協同の研究センター
当期支出合計 (c)	17,696,703	16,393,102	-1,303,601	
<b>当期収支差額 (a - c)</b>	<b>207,330</b>	<b>1,788,223</b>	<b>1,580,893</b>	
次期繰越差額 (b - c)	29,225,104	30,805,997	1,580,893	

# 2022年度正味財産増減計算書

2022年3月21日～2023年3月20日

(単位：円)

経常収益	今年度	前年度	増減額	備考
1 会費収入	17,442,750	17,391,000	51,750	
団体会費 (正)	15,660,000	15,600,000	60,000	33団体
団体会費 (賛)	972,000	972,000	0	10団体
個人会費 (正)	798,750	807,000	-8,250	136人
個人会費 (賛)	12,000	12,000	0	2人
2 事業収入	738,300	706,200	32,100	書籍販売、シンポジウム、等
3 雑収入	275	233	42	利息
経常収益計	18,181,325	18,097,433	83,892	

経常費用	今年度	前年度	増減額	備考
1 事業費	12,185,510	9,111,035	3,074,475	
①研究人件費	1,800,000	1,450,000	350,000	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,450,000	350,000	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	372,597	871,872	-499,275	
研究交流会	34,620		34,620	コープラボ
くらしと協同全体				
研究会活動費	28,274	43,882	-15,608	
基幹研究会活動費	105,000	245,051	-140,051	次世代生協研究会、労協研究会
公募研究会援助金			0	
会費	6,000	6,000	0	日本協同組合学会
研究出張費	32,840		32,840	
受託調査研究費			0	
福祉関連事業		376,312	-376,312	
図書購入費	165,863	200,627	-34,764	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	2,668,802	1,413,442	1,255,360	総会シンポジウム・トップセミナー
総会記念シンポジウム	2,100,587	1,010,434	1,090,153	
組合員理事				
トップセミナー	467,688	325,124	142,564	
公開講座	100,527	77,884	22,643	
④教育文化費	7,344,111	5,375,721	1,968,390	
「くらしと協同」作成費用	6,083,474	5,234,451	849,023	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用、等
報告書等作成費用	1,260,637	141,270	1,119,367	合本
2 管理費	3,295,592	2,959,840	335,752	
①機関会議費	936,352	636,610	299,742	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	55,922	60,764	-4,842	文具、トナー、等
③通信交通費	596,827	658,539	-61,712	
④賃借料	1,326,600	1,320,000	6,600	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	176,000	176,000	0	会計事務所、H.P.、等
⑥支払手数料	106,091	83,297	22,794	振込料、残高証明書
⑦租税公課	1,000	1,000	0	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	96,800	23,630	73,170	
3 雑損失	12,000	17,703	-5,703	
4 減価償却費	0	0	0	
5 寄付金	900,000	900,000	0	地域と協同の研究センター
経常費用計	16,393,102	12,988,578	3,404,524	
当期経常増減額	1,788,223	5,108,855	-3,320,632	
当期一般正味財産増減額	1,788,223	5,108,855	-3,320,632	
一般正味財産期首残高	29,017,775	23,908,920	5,108,855	
一般正味財産期末残高	30,805,998	29,017,775	1,788,223	

## 財産目録

2023年3月20日現在

(単位:円)

科 目	金額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金	312,073	
普通預金		
京都銀行・府庁前支店	12,941,390	
郵便貯金 京都衣棚夷川郵便局	13,098,095	
京都中央信用金庫	4,380,437	
未収金 未収会費他	54,000	
前払金	30,402	
流動資産合計		30,816,397
2. 固定資産		
備品	1	
固定資産合計		1
資産合計		30,816,398
II. 負債の部		
1. 流動負債		
預り金 2023年度会費他	6,000	
未払金	4,400	
流動負債合計		10,400
負債合計		10,400
正味財産		30,805,998

貸借対照表

2023年3月20日現在 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
I. 資産の部		II. 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	312,073	預り金	6,000
預金	30,419,922	未払金	4,400
未収金	54,000	流動負債合計	10,400
前払金	30,402		
流動資産合計	30,816,397	負債合計	10,400
2. 固定資産		III. 正味財産の部	
備品	1	一般正味財産	30,805,998
固定資産合計	1	(うち当期正味財産増減額)	(1,788,223)
資産合計	30,816,398	正味財産合計	30,805,998
		負債及び正味財産合計	30,816,398

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金、預り金、未払金を含めている。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金・預 金	29,009,454	30,731,995
未 収 金	42,000	54,000
前 払 金	30,402	30,402
合 計	29,081,856	30,816,397
預 り 金	9,682	6,000
未 払 金	54,400	4,400
合 計	64,082	10,400
次期繰越収支差額	29,017,774	30,805,997

3. 固定資産の取得額、減価償却累計額、及び期末残高は、次の通りである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
備 品	200,000	199,999	1
合 計	200,000	199,999	1

## 調査報告書

2023年4月17日

くらしと協同の研究所

理事長 若林 靖永 殿

公認会計士 木田事務所

公認会計士

木田



私は、くらしと協同の研究所の2022年度（2022年3月21日から2023年3月20日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、ならびに、収支計算書及び収支計算書に対する注記について調査を行いました。調査は、上記の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているかについて、独立した第三者の立場から検討いたしました。

調査の結果、私は、上記の財務諸表等が、くらしと協同の研究所の2023年3月20日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を、全ての重要な点において、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているものと認めます。

くらしと協同の研究所と私との間には、特別の利害関係はありません。

以上

## 2号議案 2023年度活動方針及び予算

### 2023年度 活動方針

#### I. 調査研究活動の推進

##### 1. 基幹研究会

###### (1) 次世代生協研究会（2019年10月～2024年3月）

2023年度で2クール4年となり、研究会は終了します。研究会の報告書の準備を進め、2024年3月発行を目指します。

###### (2) 企画委員会で導き出された研究課題から2022年度の総会記念シンポジウムで協同労働をテーマに開催しましたが、その内容をさらに深めて、2023年度より「協同労働・労協研究会」（座長：下門直人氏 京都橘大学）を設置します。

##### 2. 公募研究会・自主研究会

引き続き事務局も参加しながらコミュニケーションをとっています。また、研究会制度については、随時HP等で発信を行い、研究会の立ち上げをサポートしていきます。

##### 3. コーポラティブ・ラボ

###### (1) 広く協同に関心をもつ研究者が集えるプラットフォームをつくりていくことを通じて、研究交流・情報発信・研究の継承・深化、ネットワーク・アクセスづくり、新たな研究成果の発信等を行っていくことを目指します。

###### (2) 若手研究者・大学院生・学部生等に対して積極的な働きかけや、コーポラティブ・ラボに参加しやすい環境を整えていくことを通じて、協同組合研究を担う次世代の育成を行っていきます。

###### (3) 2019年度から行っている年2回の季刊『くらしと協同』の企画・編集を引き続いで行い、今、社会にとって重要な情報を広く発信していきます。

##### 4. くらしと協同 研究活動報告会（全体研究会）の開催

2022年度は名称を「くらしと協同 研究活動報告会（全体研究会）」として、内容がより分かりやすいようにしました。また、研究報告の申し込みも3名と最も多くの方の応募がありました。本年度は早い段階から個人報告者を募るなど、開かれた研究会として広く報告者や参加者を募っていきます。

##### 5. 特別研究会・学習会の開催

###### (1) 今後も理事会などでの意見を通じて会員の問題意識や社会の関心、課題を様々な形で取り

上げます。その際、オンラインでの実施により、多くの方の参加を目指したり、意見交換ができる場を作るなど取り組み内容を充実させていきます。

(2) HPやメール案内など多くの方に企画を知っていただくように働きかけ、参加を呼びかけます。

## 6. 会員の拡大と研究員としての登録促進

(1) 『くらしと協同』などで研究所の取り組みに関わった研究者には研究所への入会を勧めます。また個人会員には、研究員登録を呼びかけます。新しく研究員になられた方はホームページやメールなどで発信をします。

(2) いろいろな研究分野やこれまで関わりが少なかった大学などにもリモートの利点を活かすなどして、アプローチを継続していきます。

## II. 総会記念シンポジウム、生協組合員理事トップセミナーの開催（詳細が決まるごとに追記していきます）

### 1. 総会記念シンポジウムの開催と企画準備

(1) 2023年7月1日（土）～2日（日）に京都テルサで対面とリモートにより開催します。

(2) 1日目は「現代社会における食の価値を考える－生活協同組合だからこそできる価値の伝え方、活かし方とは－」をテーマに開催します。

(3) 2日目は「医療・介護政策の方向性～地域に支えられる医療・福祉事業を目指して～」「現代における組合員のくらしの支え方を考える」  
－冷凍食品から考える『生協らしい』商品との向き合い方－の2つの分科会を企画します。

(4) 2024年開催の総会記念シンポジウムの企画を進めます。

### 2. 第24回生協組合員理事トップセミナーについて

呼びかけ人会で企画内容を検討します。

## III. 編集・広報活動の推進

### 1. 季刊『くらしと協同』

(1) 引き続き、研究所主催研究会の基調講演等を掲載し、会員をはじめ広く発信します。

(2) 訪問取材、リモート取材、寄稿など、どの形式で原稿を作成するかはそれぞれふさわしい方法を選択しながら、年4回発刊します。

(3) 『くらしと協同』の合評会企画については企画内容や開催回数についても編集会議で協議して決めていきます。

(4) 「研究所ニュース」のコーナーでは研究所主催の企画内容の紹介などを掲載するとともに、今後もより研究所の取り組みが伝わる誌面にしていきます。

## 2. 報告書等

総会記念シンポジウムや組合員理事トップセミナーなどは、引き続き『くらしと協同』やトップセミナー報告集を通じて会員等に発信していきます。基幹研究会である「次世代生協研究会」の報告書を発行2024年3月発行に向けて準備します。

## 3. ホームページ・デジタル化

- (1) 引き続き研究所の取り組みをタイムリーにHPにアップします。
- (2) HP内のブログを一新し、『くらしと協同』の取材風景や研究会などの活動をリアルに発信していきます。
- (3) 研究所に関わる方の情報をタイムリーに更新します。また講師依頼などにも活用できるよう、研究所以外の方にとっても役立つHPとします。

# IV. 研究所の運営

## 1. 常任理事会・理事会

理事会開催月：12月、5月、7月

常任理事会開催月：9月、11月、3月、5月

- (1) 常任理事会・理事会では、方針や取り組みの進捗状況を確認し、承認事項について協議、決定します。
- (2) 研究所の現状をわかりやすく情報提供していきます。また、できる限り実践家と研究者の意見交流の時間を持てるように運営します。

## 2. 企画委員会

開催月：8月、10月、2月、5月

- (1) 団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成される企画委員会は、生協の現状の状況や実践事例を団体会員メンバーと個人会員メンバーが共有し、研究活動に反映するための場として大切にします。
- (2) 実践家と研究者が現代のくらしと協同にかかわる課題について対等な立場で自由に論議できる場とします。
- (3) 開催場所形式は基本的にハイブリッドで開催し、状況が許されれば団体会員の生協施設で開催します。

## 3. 運営委員会

開催：原則月1回

- (1) 研究所の目的の実現にむけて、現在の研究所が抱える課題を洗い出し、その改善に向けた議論を深めます。
- (2) 総会記念シンポジウムや特別研究会、くらしと協同全体研究会（全体研究会）の内容について協議を行い、必要に応じて準備会等を設置します。

#### 4. 編集委員会

編集委員会は年に1回、総会前に開催し、前年度の『くらしと協同』についての振り返りをおこない、それに基づいて次年度の発行計画および大枠の企画テーマを確認します。企画の具体化については、編集会議やコーポラティブ・ラボで適宜検討します。生協に限らない多様な実践例や、様々な専門分野からの論考を取り上げて、生協への問題提起やバックアップになる誌面を目指し、『くらしと協同』が大切にしてきたこだわり、個性を維持します。

#### 5. 事務局・院生事務局

事務局会議：週1回開催

- (1) 事務局、院生事務局はくらしと協同の研究所の目的の実現にむけて取り組みます。そのために、くらしに関する諸問題、協同の事業に関する問題に絶えず目を向け、研究所の事務局機能を担います。
- (2) 院生事務局は、将来も協同組合研究やくらしと協同の研究所にかかわる人材として位置づけて支援していきます。またHP担当など研究所の運営状況に合わせた体制を構築します。

### V. 研究所30周年記念事業の実施

2022年12月の理事会で「30周年記念事業実行委員会」を立ち上げ、同月、第1回実行委員会を開催しました。実行委員会で協議しながら30周年記念式典の開催や30周年史の発行を進めていきます。

## くらしと協同の研究所 2023年度予算

収入	2022年度執行額	2023年度予算	予算-前年実績	予算/前年実績	備考
1.会費 2022年度	17,442,750	17,382,000	-60,750	99.7%	
団体会費（正）	15,660,000	15,630,000	-30,000	99.8%	32団体
団体会費（賛）	972,000	972,000	0	100.0%	10団体
個人会費（正）	798,750	768,000	-30,750	96.2%	131人
個人会費（賛）	12,000	12,000	0	100.0%	2人
2.事業収入	738,300	734,000	-4,300	99.4%	
総会記念シンポジウム	190,000	190,000	0	100.0%	
組合員理事トップセミナー	71,500	72,000	500	100.7%	
書籍販売（くらしと協同）	474,800	470,000	-4,800	99.0%	
その他	2,000	2,000	0	100.0%	
3.雑収入	275	256	-19	93.1%	
当期収入合計 (a)	18,181,325	18,116,256	-65,069	99.6%	
前期繰越収支差額	29,017,774	30,805,997	1,788,223	106.2%	
収入合計 (b)	47,199,099	48,922,253	1,723,154	103.7%	
支出	2022年度執行額	2023年度予算	予算-前年実績	予算/前年実績	備考
1.事業費	12,185,510	16,536,000	4,350,490	135.7%	
①研究人件費	1,800,000	1,560,000	-240,000	86.7%	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,560,000	-240,000	86.7%	院生事務局手当
②研究活動費（調査研究費）	372,597	1,356,000	983,403	363.9%	
研究交流会	34,620	100,000	65,380	288.9%	
くらしと協同全体研究会（研究活動報告会）	28,274	50,000	21,726	176.8%	
基幹研究会活動費	105,000	700,000	595,000	666.7%	
公募研究会援助金	0	100,000	100,000	#DIV/0!	
会費	6,000	6,000	0	100.0%	
研究出張費	32,840	200,000	167,160	609.0%	
図書購入費	165,863	200,000	34,137	120.6%	
③研究企画費（講演講座開設費）	2,668,802	5,850,000	3,181,198	219.2%	
1)基本企画費	2,568,275	3,200,000	631,725	124.6%	
総会シンポジウム	2,100,587	2,200,000	99,413	104.7%	
組合員理事トップセミナー	467,688	1,000,000	532,312	213.8%	
2)公開研究会・公開講座・シンポ	100,527	150,000	49,473	149.2%	
3)創立30周年記念事業	0	2,500,000	2,500,000	#DIV/0!	30周年記念事業関連
④教育文化費	7,344,111	7,770,000	425,889	105.8%	
1)「くらしと協同」作成費用	6,083,474	6,620,000	536,526	108.8%	
2)報告書等作成費用	1,260,637	1,150,000	-110,637	91.2%	
基幹研究会報告書発行	599,500	600,000	500	100.1%	次世代研報告書発行
組合員理事トップセミナー報告集	434,500	450,000	15,500	103.6%	
デジタルアーカイブ化	226,637	100,000	-126,637	44.1%	
2.管理費	3,295,592	3,703,000	407,408	112.4%	
①機関会議費	936,352	1,136,000	199,648	121.3%	
総会	125,400	200,000	74,600	159.5%	
理事会	487,382	500,000	12,618	102.6%	
常任理事会	27,900	40,000	12,100	143.4%	
企画委員会	45,880	90,000	44,120	196.2%	
運営委員会	240,840	300,000	59,160	124.6%	
その他の会議	8,950	6,000	-2,950	67.0%	
②消耗品	55,922	70,000	14,078	125.2%	
③通信交通費	596,827	700,000	103,173	117.3%	
④賃借料	1,326,600	1,320,000	-6,600	99.5%	
⑤委託業務費	176,000	176,000	0	100.0%	
⑥支払手数料	106,091	200,000	93,909	188.5%	
⑦租税公課	1,000	1,000	0	100.0%	
⑨備品購入費	96,800	100,000	3,200	103.3%	
3.雑損失	12,000	20,000	8,000	166.7%	
4.寄付	900,000	900,000	0	100.0%	
当期支出合計 (c)	16,393,102	21,159,000	4,765,898	129.1%	
当期収支差額 (a - c)	1,788,223	-3,042,744	-4,830,967	-170.2%	
次期繰越し差額	30,805,997	27,763,253	-3,042,744	90.1%	

# 第31回総会議案書 資料集

# 団体会員

2023年3月現在

団体会員	
地域生協	エフコープ生活協同組合
地域生協	大阪よどがわ市民生活協同組合
地域生協	京都生活協同組合
地域生協	京都府庁生活協同組合
地域生協	こうち生活協同組合
地域生協	市民生活協同組合ならコープ
地域生協	生活協同組合コープあいち
地域生協	生活協同組合コープいしかわ
地域生協	生活協同組合コープえひめ
地域生協	生活協同組合おおさかパルコープ
地域生協	生活協同組合コープしが
地域生協	生活協同組合しまね
地域生協	生活協同組合ひろしま
地域生協	生活協同組合コープみやざき
医療生協	日本医療福祉生活協同組合連合会
医療生協	愛媛医療生活協同組合
医療生協	けいはん医療生活協同組合
医療生協	生活協同組合ヘルスコープおおさか
医療生協	姫路医療生活協同組合
医療生協	松江保健生活協同組合
医療生協	広島医療生活協同組合
医療生協	尼崎医療生活協同組合
大学生協	京都工芸繊維大学生活協同組合
大学生協	京都大学生活協同組合
大学生協	京都橘学園生活協同組合
大学生協	生活協同組合連合会大学生協事業連合
大学生協	立命館生活協同組合
大学生協	龍谷大学生活協同組合
農協	鳥取県畜産農業協同組合
連合会	京都府生活協同組合連合会
連合会	滋賀県生活協同組合連合会
連合会	日本労働者協同組合連合会
連合会	広島県生活協同組合連合会

団体賛助会員	
地域生協	生活協同組合コープおきなわ
地域生協	生活協同組合ララコープ
地域生協	福祉クラブ生活協同組合
地域生協	鳥取県生活協同組合
大学生協	同志社生活協同組合
連合会	コープデリ生活協同組合連合会
連合会	東京都生活協同組合連合会
農協	大山乳業農業協同組合
消費者団体	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都
株式会社	株式会社 きかんしエムエス

## 2022年総会記念シンポジウムの振り返り

7月2日（土） 13:00～17:10 シンポジウム 終了後 第30回総会

7月3日（日） 9:30～12:30 分科会

会場：京都テルサ

### 1. 1日目総会記念シンポジウムの振り返り

#### （1）開催内容

①日 程

③内容

開会あいさつ

#### ・第1部 基調講演

「協同労働の今日的意義と可能性—地域づくりの深化に向けて—」

大高 研道 氏（明治大学）

#### ・第2部 実践報告

報告1：「若者サポート、森づくりの取り組みー但馬地域における実践ー」

上村 俊雄 氏（企業組合労協センター事業団 但馬地域福祉事業所）

報告2：「地域のネットワークづくりにどう取り組むかー京丹後地域の実践を中心にー」

古村 伸宏 氏（日本労働者協同組合連合会 理事長）

#### ・第3部 ディスカッション

コーディネーター 青木 美紗 氏（奈良女子大学）

登壇者：上記報告者

コメンテーター

細川 孝 氏（龍谷大学）

東田 一馬 氏（京丹後市大宮地区 つねよし百貨店代表）

コーディネーター まとめ

#### （2）開催趣旨

##### （開催趣旨）

今回のテーマ設定には、二つの背景があります。一つは、昨年の総会記念シンポジウム「東日本大震災と協同組合」での議論です。現地とかかわりの深い研究者と東北各地の協同組合関係者から、被災地域の現状や今後の展望について報告をいただきましたが、そこから明らかになったのは、安心して暮らすことができる社会をつくるうえで生協をはじめとする協同組合が役割を果たすためには、日頃からの組織の枠組みを超えた連携が大切であり、地域の仲間との関係性をつくる方法の必要性でした。まさに、協同組合原則の一つである「コミュニティへの関与」（第7原則）を具体的にどう実践するかが問われています。

二つは、一昨年12月に労働者協同組合法が成立し、本年10月に施行されることです。森林組合法以来42年ぶりの協同組合に関する法律ということで注目されていますが、この法律は協同のネットワークづくりを進めていくうえで重要な内容を謳っています。それは、協同労働（組合員が出資し、意見を反映しながら、自らが事業に従事する）の考え方を通して地域のさまざまな課題を解決し、「持続可能で活力ある地域社会の実現」（第1条）をはかろうとしている点です。

シンポジウムでは、まず、協同労働の今日的意義をどう理解し、地域のつながりづくりに結びつけていくのかについて、研究者から基調講演をいただきます。次に、兵庫県但馬地

域と京都府京丹後地域における実践について報告していただき、ディスカッションを行います。事例は特定の地域を取り上げますが、参加者の皆さんのが自身の地域を改めて見つめ直し、協同のネットワークづくりに向けて多様な仲間と手をつなぎながら、ともに考え、ともにできることに気づく機会になればと期待しています。

### （3）内容の振り返り

- ・協同労働というテーマで大高氏の講演をはじめたくさんの方のお話を聞くことができた。2人の事例報告は実践に基づいた報告で分かりやすく、大高氏の講演内容を地域でやるにはどうすればよいかということにつながる話となり、今回のテーマの理解につながった。
- ・今の資本主義が行き詰まりを見せる中で、これまで通りの会社組織や生産の在り方をどのように打破するのかも含め、考える機会となった。これから社会における組織形態の在り方はどういうものが適しているのか、そういった観点からも意義深い内容であった。
- ・「当事者意識」、「参加」など、経営における意思決定にどのように参加できるのか。自分の意思決定が全体にどれだけ関与しているかがモチベーションにもつながるが、その担保が重要となる。それを支えている一つとして「出資」があるが、規模が大きくなるとどうしても形骸化してしまいがちである。新陳代謝として新しい形として出てきて、これから伸びていく分野となるかもしれません、そういう意味でもシンポのテーマとしては良かった。
- ・労協と地域づくりがなかなか結び付いていないところがあったが、今回のシンポでは労協と地域づくりがこういうところで結びつく可能性があるということがつかめる内容だった。
- ・労協法に基づく企業形態がどういう意味を持つのかというところがからの検討課題。ただ、大高氏も言わされたが、最近の研究・学問の特徴としてワードが出てきたり定義をして進めるという発想に囚われているが、定義はみんなでこれから考えるとか、協同労働ということが持っている文化的な意味合いをみんなで共有するといった、みんなで創っていくという学問領域かもしれません、それも重要なことかもしれない。
- ・ディスカッションは青木氏が上手に進められ、最後のまとめ的を得ていた。
- ・細川氏は経営的な観点をしっかりと捉えてコメントされ、東田氏は地域の実践を軸にしたコメントで、ディスカッションを深めることができた。

### （4）開催形式の振り返り

- ・初めてのハイブリッド開催であったが、トラブルもなく、会場、リモートのいずれの参加者にもスムーズな進行ができた。
- ・今回はじめて会場参加者への資料を印刷会社に依頼して作成したが、カラー印刷でとても好評であった。

### （5）参加者の感想

- ・大高先生の報告で、労働者協同組合の危惧する点として、「自己決定への恐れ」が指摘されていました。民間企業の経営者の視点で、この点は深く領ける指摘です。経営への参加は、社員にすれば相当のエネルギーを要します（経済情勢、経営環境、経営計画）。民主的経営を貫こうとすると、直面する課題です。
- ・協同労働という言葉は、大変素敵です。雇用労働の反対概念で、平たく言えば雇われて働くことではない働き方ということになりますが、どのような働き方かといえば、応えに窮します。それでも、多面的な報告で、大変勉強になりました
- ・協同労働という考え方の重要な部分に、主権者、主体性がとても大切だということと同

時にそうなることの難しさを思いました。

・民間企業、公的機関を問わず、現在の社会での働き方には、疑問を感じることが多いので、「協同労働」の考え方にも共感しています。私の住む地域も若年層の流出、人口減少が進み、課題が山積です。そういう地域の困りごとを出発点に、課題解決に取り組む働き方に価値を感じました。「必要から始める仕事起し」という言葉が印象に残っています。

## 2. 2日目分科会の振り返り

(1) 第1分科会 「若年層と創る未来の協同社会—産直・倫理的商品・組合員参加を事例に組合員のニーズを探る—」

コーディネーター 辻村 英之 氏（京都大学） 山野 薫 氏（近畿大学）

報告Ⅰ：生協産直をめぐる組合員の意識とその世代間差異—米の産直事業を事例として—  
鬼頭 弥生 氏（京都大学）

コメント 松原 拓也 氏（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

報告Ⅱ：持続可能な倫理的消費に関する研究

玉置 了 氏（近畿大学）

コメント 岩橋 涼 氏（名古屋文理大学）

報告Ⅲ：利用と活動を通じた若年組合員の参加と関係性の実態について

加賀美 太記 氏（阪南大学）

コメント 浮綱 佳苗 氏（日本学術振興会特別研究員）

### ① 開催趣旨

ポスト・グローバリゼーション／ポスト・コロナの未来は、協同社会・社会的連帶経済セクターの拡張なしに持続可能なものになり得ません。同セクターを構成する生協はそれゆえ、一般企業同様の経済性追求よりも連帶性・社会性の高い「生協ならでは」の取り組みを重視し、持続可能な未来を創出する主役となることで、若年組合員のニーズをとらえて、次世代生協への発展を果たすと考えます。

本分科会は、「産直」「倫理的商品」「組合員参加」の3つの連帶性・社会性の高い「生協ならでは」の取り組みを分析対象とし、若年層をはじめとする組合員のニーズを探ることで、未来の協同社会・次世代生協に発展する道筋を見出そうとするものです。

### ② 内容の振り返り

・基幹研究会の「次世代生協研究会」から個別の研究テーマに基づき報告をいただく。それぞれの報告に対するコメントも含め、研究会のメンバー全員が登壇。それぞれの研究内容について知つていただく機会となった。

### ③ 運営の振り返り

・会場据え付けのプロジェクターに画像が映らず、急遽別のプロジェクターに切り替えたため開始時間が10分程度遅れた。また、ワイヤレスマイクの音声がリモートの参加者に流れていなかったため、ワイヤレスマイクで話をされた部分がリモート参加者に聞こえない状況だった。

### ④ 参加者の感想

・『産直』『エシカル商品』『若年層をはじめとする組合員参加』。どのお話も今の生協に欠かせないものについての講演で、どういうことを大切にし、考えなければならないのかを改めて意識することが出来ました。課題となる点も多く、今後の事業や組合員活動を考える上で参考にさせて頂きたいと思います。

・ニーズを掴むことの難しさを思いました。また、生協とは組合員が必ずしも理解し

ていない現状も考えると、どうかかわっていけばいいのかまだまだ模索が続くように思いました。なくてはならないの意味を組合員自身が実感できるような取り組みが、もしかしたら足りないのかもしれないとも思いました。

## （2）第2分科会 「購買生協は高齢期の生活を支えられるか？」

—「生協10の基本ケア」を合言葉にして—

コーディネーター 川口 啓子 氏（大阪健康福祉短期大学）

解題：超高齢社会の再認識 — ピークはこれから

報告Ⅰ：組合員も職員も知つておきたい「生協10の基本ケア」— くらしに活かして介護予防も

小田 史 氏（大阪健康福祉短期大学）

交流：「生協10の基本ケア」から発想を飛ばしつつ、生協の事業や活動を考えてみます  
グループディスカッション

報告Ⅱ：なぜ、生協が福祉事業に取り組むのか — 原点に立ち返って

浜岡 政好 氏（佛教大学名誉教授）

### ① 開催趣旨

この分科会では、あえて「購買生協」を主語に「生協10の基本ケア」をクロスして考えます。「生協10の基本ケア」は、生協福祉事業部だけにかかる言葉ではありません。そこには「尊厳を護る・自立を支援する・在宅を支援する」という、人として矜持すべき考え方方がベースにあります。その上で、普段のくらしに生かすスキルが備わっています。決して福祉事業部だけのものではありません。生協が次世代にどのような価値観を残すのか、そうした本質に迫るものが潜んでいます。

ともすると、「購買事業が本業だから」、「福祉事業は赤字」という縦割り的な感覚に傾斜しがちですが、「生協10の基本ケア」を合言葉に双方の事業が互いにかかわりあい、くらしを支える生協のより確かな将来を展望できるのではないかでしょうか。

「生協に入っていてよかった」。この言葉が次世代に受け継がれるよう、活発に交流したいと思います。

### ② 内容の振り返り

超高齢化社会の現実を再確認したうえで、生協10の基本ケアの社会的意義を解題で明らかにしたうえで、実際の10の基本ケアについて概要を知ることができた。また、生協が福祉事業に取り組むことの意義を学ぶことができた。

### ③ 運営の振り返り

対面参加とリモート参加のハイブリッド形式でグループディスカッションを行うのは、非常に複雑で困難であった。

### ④ 参加者の感想

・今回の話を聞くまでは、生協10の基本ケアは介護の場面だけで活用するものだと思っていた。年齢に関わらず、日常生活の基本となる内容が書かれている事を再認識しました。そして組合員やすべての人たちにも広め、介護する側される側の共通認識にしていかないといけないと思いました。

・浜岡先生のご報告「ケア労働は労働過程＝消費過程」「ケア事業においては職員そのものがコープ商品という位置づけ」にとても納得できました。

またグループワークとその後の討論のなかで「10のケアは介護職員だけでなく組合員にとっても学ぶ価値がある」「介護される側にとってよいケアであるだけでなく、介護する側の

負担も減らす効果がある」ことを再確認できました。

・介護事業も生協にとって商品だと私も認識してきました。だからいいものをみんなで作り上げたい。さらに介護の中から派生する食べ物一食材、加工食品（高齢者に配慮された食品）、宅配、配食、暮らしのグッズ＝住宅、みんな商品です。生協の事業分野はますます広がっています。ご指摘は時宜を得ていると思いました。

### （3）第3分科会「ロングセラーコープ商品から考える次のロングセラー」

コーディネーター 下門 直人 氏（京都橘大学）

報告Ⅰ：「ティーパックだしを家庭に普及させた『味パック』」

豊田 滋之 氏 株式会社カネゾ 22

報告Ⅱ：「業界にイノベーションを引き起こした『にがり充てんとうふ』」

塩谷 元彦 氏 さとの雪食品株式会社 大阪営業部

報告Ⅲ：「家庭からゴミの減量を目指した『芯なしロール』」

寺岡 謙将 氏 丸富製紙株式会社 西日本営業本部

#### ① 開催趣旨

生協は、組合員の声（生活）に寄り添うことを基本としながら、同時に時代や社会の変化を敏感に読み解くことを通じて、これまでに先駆的な商品をコープ商品として生み出してきました。さらにその中からは数十年にわたり組合員に利用され続けているロングセラーに育ったコープ商品も数多くあります。

現在では多くの企業がマーケティングの一環として、商品開発・改良に顧客の意見を取り入れることを当然のようにおこなっています。しかし、生協はそれらに先駆けて長年にわたり商品の使用者である組合員の声を聴き、その声に応えることを愚直に繰り返すことを通じて様々なロングセラーコープ商品を誕生させてきました。そしてその実現には、生協からの困難な要求や課題に対して真摯に向き合い、生協とともに一つ一つ問題解決を図ってくれるパートナーである取引先企業の存在が欠かせません。

第3分科会では、ロングセラーとなったコープ商品の開発・改善に関わる取引先企業からご報告をいただきます。その上で、組合員と生協の担当者、取引先企業がどのように関わるなかでロングセラーにまで成長したのかを解き明かし、皆様とこれからの時代において組合員や社会から求められるコープ商品とは何なのかを考えるきっかけとなる企画にしたいと思います。

#### ② 内容の振り返り

ロングセラーコープ商品のメーカー3社から商品に対するこだわりや開発にかかるドラマを聞かせていただくことで、生協にとってのロングセラー商品が持つ意味を考える機会となった。また、生協関係の方からは「商品開発に関するテーマを今後も続けてほしい」とか、「コープ商品の学習会はやっているが、学習会では一つの商品に特化して学ぶが、複数の商品をテーマをもって比較することは普段ないので面白かった」などの感想をもらった。

#### ③ 参加者の感想

・ご報告は大変分かりやすく、動画等もあり、まるで工場見学に行けたような気持になりました。

開発までのご苦労や製造過程、生協との関係性についてお聞きする中で、価格や味・使い勝手だけではない要素で商品を購入したいと思うこと、言い換えると商品への愛着がわ

くことがどういうことか体感させられた分科会でした。

・ロングセラーと言えども組合員の生活や社会環境の変化に応じて、そして組合員の声に応えて、改善されていっていることもわかり、これからも利用し続けたい、多くの組合員に広めたいと思っています。

・質疑応答で個食化、簡便性についてお話があり、時代に合わせて、組合員の要望に応じて、商品がリニューアルされているんだなと思いました。と、同時に私たち組合員も利便性ばかり追い求めず、エシカル消費を意識する組合員を広げていきたいと思いました。お互い学び合いながら、一緒にロングセラー商品を育てていきたいですね。今日は貴重なお話をありがとうございました。

### 3. 参加者

(1) 2日間の総参加者数：157名・顔数（昨年：131名）

	会場参加者	Zoom 参加者	登壇者	事務局	計
1日目シンポ	36	69	7	8	120
第1分科会	9	33	8	2	52
第2分科会	5	25	3	2	35
第3分科会	7	20	6	2	35
2日目参加者計	21	78	17	6	122

(2) 昨年の参加者

	参加者	登壇者	事務局	計
1日目シンポ	88	8	6	102
第1分科会	31	5	2	38
第2分科会	38	3	2	43
第3分科会	28	7	2	37
2日目参加者計	97	15	6	118

### 4. 収支報告・前年比較

	2022年度	2021年度	差額
収入	190,000	171,500	18,500
支出	2,080,250	975,302	1,104,948

(参考資料) 主な差額経費

	2022 年度	2021 年度	前年差
会場費	515, 240	196, 460	318, 780
登壇者謝礼	221, 601	172, 052	49, 549
登壇者交通費	203, 120	35, 240	167, 880
登壇者宿泊費	94, 240	19, 500	74, 740
会場参加者資料	303, 600	0	303, 600
登壇者懇親会	50, 000	0	50, 000
昼食代	84, 000	11, 000	73, 000
計	1, 471, 801	434, 252	1, 037, 549

発信日	2023-3-4	配布先	常任理事会	作成者	岡本幸二
タイトル	第 23 回組合員理事トップセミナー報告書			保存期間	確認後廃棄可

## 第 23 回生協組合員理事トップセミナーの振り返り 報告

北はコープあおもり、南はコープおきなわの組合理事 122 名の参加をいただき、昨年に引き続きオンラインを利用して第 23 回生協組合員理事トップセミナーを開催しました。今回は「つながり」をキーワードにテーマを決め 1 部基調講演 2 部グループワーク構成で 3 時間余の有意義な時間を持つことができました。

テーマーこれまでのつながり、そしてこれからつながりを考える～生協ファンをひろげるには～

生協の長い歴史の中でとりわけ大切にされてきた「つながり」は 2011 年の震災以降、あらゆる形で人々の心の中に希望の灯を照らしてきました。私たちはその言葉が持つ大きな力に共感し、共有しながら歩んできました。では今、with コロナの視点でつながりが持つ意味や意義を見つめる時、私たち理事が心に留めておきたいことはどんなことなのでしょうか。

今回のトップセミナーではこのつながりをテーマとして、みなさんと考え合う場にしたいと思っています。  
(ご参加のお誘いから一部抜粋)

人の「つながり」に基づいた組織が生協であり、参加した理事たちが、その「つながり」である生協の強みを振り返り、これからもファンを広げて未来を築いていこう、元気になろうという思いで呼びかけ人たちが企画を進めました。

### 1. 2022 年度呼びかけ人会の運営について

呼びかけ人メンバーは京都生協川村幸子副理事長、洞井加奈子副理事長、コープあいち平光佐知子参与、ならコープ堀井久栄副理事長、コープしが満嶋美香副理事長の 5 名、事務局は岡本と高木事務局長が担当しました。

呼びかけ人会は、2020 年から全てオンラインを利用しての開催となり、今年度は下記日程で行いました。効率的な利が大きくこれからもオンライン主流で進めていくことになろうと思います。ただ親しく交流、打ち解け合う面では物足りなさがあるので、呼びかけ人の交代時など全員が集まり顔を合わせての交流も必要との意見もあり、オンラインとリアルを織り交ぜながら進めていく予定です。この 2 年間コロナ禍のなかであっても呼びかけ人会、セミナーを開催できたことは価値あることと呼びかけ人会で共有しました。

### 2021 年度第 22 回生協組合員理事トップセミナー呼びかけ人会日程記録

- 1回 2/24 日程 11/26 と オンライン開催形態で決定、それぞれの生協の取組について交流
- 2回 4/13 セミナーの企画内容をどうするか話し合い題材・教材を出し合う。
- 3回 7/7 「つながり」からみる生協について 加賀美先生に講師講演の依頼を決める。  
持続可能な生協のためすべての世代とつながって理解していくことの問題意識を呼びかけ人共有。その後日のシンポ第 1 分科会 加賀美先生「若年組合員の参加と関係性の実態について」を聴いて共鳴したことから依頼となった。
- 4回 8/20 講演受諾の加賀美先生を招いて ファンベース内容の打合せ・テーマの確定
- 5回 9/28 役割分担と 事前課題の確定
- 6回 11/7 2 部の進め方の協議

当日 11/26 第23回生協組合員理事トップセミナー  
7回 2023/2/3 トップセミナー振返り

## 2. 参加状況 報告

当日参加数 1部：30 生協1団体122名・2部：21 生協41名 (呼びかけ人含む組合員理事のみ)。

- ・10/13(木)「ご案内」郵送。会員29、非会員57計86生協、研究所理事運営員、計120通。
- ・10/17(月)昨年参加27生協にメールで案内データー式配信。
- ・11/4(金)申込締切 143名申込(組合員理事のみ、会員13生協1団体75名、非会員17生協68名)
- ・11/26(土)当日Zoom 129名(先生、スタッフ7名含)、21名欠席不参加(6名欠席連絡)。
- ・講師：加賀美先生、運営委員：北川先生、下門先生オブザーバー参加(来所)。
- ・欠席者について、「安易に欠席されるとセミナーへの期待値のハードルが下がってしまう恐れがある。セミナーの価値を担保することを意識しておくことが必要ではないか。」との意見がありました。

## 3. 呼びかけ人の役割担当と参加形態

- ①「ご参加のお誘い」文……………満嶋さん
- ② 司会……………川村さん… 来所
- ③ 開会のあいさつ(2分)……………満嶋さん… 来所
- ④ 1部閉会のあいさつ(2分)……洞井さん… 来所
- ⑤ 2部進行役 呼びかけ人4名と進行役応援 京都姜理事・吉田理事…ご自宅からオンライン参加
- ⑥ 閉会のあいさつ(2分)……………平光さん… 来所

自宅参加の呼びかけ人・応援依頼者の接続端末機器とオンライン状態の相性をしっかり確認して未然のトラブル発生を予防することを望むとの意見がありました。

## 4. 全体プログラム

13:00 2分 開式と注意事項等説明からあいさつ  
2分 開会あいさつ  
1分 加賀美先生の紹介から基調講演へ

13:05 65分 1部：基調講演…加賀美先生

14:10 7分 質疑応答  
2分 1部閉会あいさつ  
1分 1部終了者の退出促進と休憩2部の時間伝達

14:20 休憩 10分

14:30 5分 2部グループワーク～ブレイクアウトルーム振分入室、開始

14:35 20分 アイスブレイク  
55 35分 事前課題1 事前課題2

15:30 10分 気づいたことやってみたいこと各自発表

15:40 ブレイクアウトルーム退室  
1分 グループ毎に代表者感想  
20分 感想まとめ発表6G  
5分 加賀美先生コメント

16:05 2分 閉会あいさつ

## 5. 1部基調講演 生協におけるつながりとファン～マーケティングからその意味を考える～

講師：加賀美太記先生 阪南大学流通学部准教授 研究所常任理事

（4月発行予定の報告集に掲載と別添感想アンケート95件参照）

生協と組合員のつながりは、生協の強みの源泉であり競争優位の源泉であった。また組合員同士のつながりも暮らし・地域を豊かにする資産であったが、そのつながりを紡ぐことが難しくなったのが現代社会。そのつながりをマーケティングという視点から見て企業のマツダ、ケーズデンキ、小川珈琲などの取組を具体例として、ファンとファンベースを切り口に説明していただき、それが生協においてどういう意義や可能性があるか示唆していただきました。それは、生協のこれまでに自信を持って取り組んでいくこと。現状に満足しないで未来の価値と未来の在り方を発信し共感をえること。ファンクラブではなく、過度のマネタイズ=儲けのにおいてではなく、外に広げる新規顧客・新市場開拓の視点を持つこと。気付いていない価値観と多様性を受け入れることなどあげていただきました。

【呼びかけ人感想】・参加した理事たちに有意義で今後につながる手応えある講演が企画できた。そして間違いなくまたまた加賀美先生のファンが増えた。

【感想アンケート一部抜粋】・生協に何となく懷いていた良いところを分かり易く講義して頂きこれからどう生協と向き合って活動していくかの指針が固まりました。・日頃感じていた不安を「取り除いて下さるような内容で、私達の考え方が間違いではなかったことを確認することができ、本当に安心しました。・「外に広げる視点」という部分が私たちの活動の中で弱いと思いました。意識的に行わないと先細りになってしまふと薄々は思っていたのですが、再確認です。

## 6. 2部グループワーク

2部参加者：ブレイクアウトルーム6グループに分かれて21生協41名参加

・自己紹介・アイスブレイク名前生協名 あなた“何のファン”ですか？“熱中しているもの！”を考えておいてください。・事前課題1. あなたは生協のファンですか？これが好きっていうモノやコトは何ですか？・事前課題2. あなたの生協ではファンになってもらうためにどのような取り組みをしていますか？  
・気づいたことやってみないこと各自発表

【呼びかけ人感想】他生協の取組内容や事前課題の具体的なところを詳しく知りたい好奇心が先走り、それを何のためにするのかを引き出すのに時間が取られるところがあったが、さすがに理事さんのワーク。積極的にバランスよく考えながら発表してくれ協力的に「つながり」のキーワードに収束していく方に話を持っていくことができた。

【感想アンケート一部抜粋】・地域は違っても変わらない、生協という事業体の目指すところ、守りたいところを改めて思い起こさせていただき、地域の特色も押さえつつより良い暮らしをこれからも大切にしていきたい。・生協ファンを増やすという視点で、理事のみなさんと一緒に知恵を出し合って来年度方針の中に活かせていくといい。・全国からの参加で多様な意見や活動を伺うことができ、とても刺激がありました。・生協に関わり続けてこれたのはなぜか？やはり個人として認められたこと、他人に必要とされてると実感できたことが今まで生協で活動を続けてきた原動力、自分の経験を伝えながらコアな生協ファンを増やしていきたい。・SNSの発信も大切だが、原点に戻って「類友」からコープファンのゆるやかなつながりを作っていくといい。

## 7. 運営・オンライン技術

・技術スタッフ：studio FLAVOR・PCを6台用意OK 当日は有線を分岐して接続  
1部 会議室 基調講演 2部 グループワーク  
① 談話室 2部 A 平光さん B オンライン姜さん obs 下門先生 事務局久保

② 会議室 2部 C 川村さん D 洞井さん                           obs 加賀美先生 事務局岡本  
③ 研究所 2部 E 満嶋さん F オンライン吉田さん obs 北川先生 事務局高木  
・一名が 10 分近くブレイクアウトルームに入室できなかったトラブルにて（原因不明）、危機管理上、ファシリテーターのサブ（代役）も考えておく必要があるのではないか。

#### 8. 報告集の発行について

現在進行中。A4 版カラー 約 100 頁建 4 月上旬発行予定。

#### 9. 収支

収入予算：61,500 円参加会費

実収入：71,500 円 (@500 円×143 名)

支出予算：400,000 円

実支出：452,688 円 (WEB サポート費・人員謝礼日当交通費等)

予算収支：△42,688 円



## (資料) 活動記録

2022年

3/23 デジタルアーカイブ・H Pワーキンググループ (以下WGと略)  
3/29 『くらしと協同』No.39号発行  
4/13 呼びかけ人会  
4/21 編集会議  
4/28 総会記念シンポジウム案内/トップセミナー報告集発送  
5/7 常任理事会/理事会  
5/13 シンポジウム打合せ  
5/20 企画委員会  
5/23 運営委員会  
5/26 監事監査  
5/30 第3分科会打合せ  
6/3 次世代生協研究会  
6/7 コーポラティブ・ラボ  
6/11 労働者協同組合法學習会+『くらしと協同』合評会  
6/13 編集会議  
6/20 運営委員会  
6/27 『くらしと協同』No.40号発行  
6/29 編集委員会  
7/2 総会記念シンポジウム  
7/3 総会記念シンポジウム  
7/7 呼びかけ人会  
8/1 運営委員会  
8/8 編集会議  
8/9 コーポラティブ・ラボ  
8/10 次世代生協研究会  
8/12 企画委員会  
8/20 呼びかけ人会  
8/30 コーポラティブ・ラボ/運営委員会  
9/3 常任理事会  
9/6 編集会議  
9/12 WG  
9/26 運営委員会  
9/27 『くらしと協同』No.41号発行  
9/28 呼びかけ人会  
10/4 編集会議

10/7 企画委員会  
10/11 30周年記念事業打合せ  
10/24 運営委員会  
11/7 呼びかけ人会  
11/8 編集会議  
11/11 次世代生協研究会  
11/12 常任理事会/ウクライナの歴史について知るための学習会」  
11/26 生協組合員理事トップセミナー  
11/28 運営委員会  
12/9 編集会議  
12/10 理事会  
12/17 特別研究会  
12/23 『くらしと協同』No.42号発行  
12/26 運営委員会  
12/27 30周年事業実行委員会  
12/29 協同労働・労協研究会メンバー顔合わせ

#### 2023年

1/11 運営委員会  
1/13 編集会議  
1/30 運営委員会  
2/3 呼びかけ人会  
2/10 次世代生協研究会  
2/17 企画委員会  
2/22 コーポラティブ・ラボ  
2/28 運営委員会  
3/4 常任理事会/くらしと協同 研究活動報告会  
3/10 30周年事業実行委員会  
3/13 編集会議

# 規約 規程集

# くらしと協同の研究所 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この研究所は、くらしと協同の研究所と称します。

### (事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を京都市（中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル4階）内に置きます。

なお、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができます。

### (目的)

第3条 研究所は、くらしに関する総合的な調査・研究、教育・学習、研修、助成等の諸事業を行なうとともに、協同の事業に関連する問題の調査・研究、教育・学習、研修活動を行い、協同の事業と活動がくらしの中で果たすことのできる役割を明らかにし、それを通じて生活の向上と安定に寄与することを目的とします。

### (事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行ないます。

- 1) くらしと協同の事業に関する調査・研究と研究会等の開催
- 2) くらしと協同の事業に関する国内・国外の文献・資料・情報の収集、管理とその活用
- 3) くらしと協同の事業に関する教育・学習、講演、研修、交流等
- 4) 国内外のくらしと協同の事業に関する調査・研究、教育・学習、研修、交流等に対する助成
- 5) 研究所の機関誌、資料等その他の刊行
- 6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2. 研究所は、前項の事業を主として西日本を対象におこないます。  
なお、各地の研究所・研究組織とネットワークを結び前項の諸事業をおこないます。

## 第2章 会員および賛助会員

### (会員)

第5条 研究所は、この研究所の設立の趣旨および第3条に定める目的に賛同して加入した会員である個人会員と団体会員によって構成します。

2. 研究所の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができます。

### (入会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

### (会員の権利)

第7条 会員は、研究所の事業、運営に参加するとともに、研究所の施設を利用するこ、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

2. 賛助会員は、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

3. 団体会員に対する資料・刊行物等の配布数量は、別に定める会費基準にもとづく会費の口数等によるものとします。

### (退会)

第8条 会員または賛助会員は、所定の退会届を常任理事会に提出して、任意に退会すること

ができます。

(資格の喪失)

第9条 会員または賛助会員が以下の条件に該当する場合は、退会届のあるなしにかかわらず会員または賛助会員の資格を喪失するものとします。

- 1) 死亡、もしくは失踪の宣告を受けたとき、または団体の消滅したとき
- 2) 2年以上会費を滞納したとき
- 3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員または賛助会員が研究所の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて除名することができます。その場合、理事会においてその会員に対し弁明の機会を与えるものとします。

(拠出金品の不返還)

第11条 退会、資格喪失の場合もすでに納入した会費およびその他の拠出金品は、返還しないものとします。

### 第3章 役員

(役員)

第12条 研究所に次の役員を置きます。

- 1) 理事 20名以上30名以内
- 2) 監事 2名以上5名以内

(役員の選出)

第13条 理事および監事は総会において選出します。

理事は互選により、理事長1名、専務理事1名、常任理事若干名を選出します。

(理事長、専務理事および常任理事等)

第14条 理事長は、研究所を代表し、業務を総理します。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行します。
3. 常任理事は、この規約に定める事項を審議するとともに、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(監事の職務)

第15条 監事は、研究所の財産の状況および業務の執行状況を監査します。

(役員の任期)

第16条 研究所の役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

欠員補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行ないます。

(解任)

第17条 役員が以下の条件の一つに該当するときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて解任することができます。この場合、本人が求めたときは、理事会において弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第18条 役員は無給とします。ただし、常勤の場合、理事会の議決を経て有給とすることができます。

役員には、費用弁償するものとします。

### 第4章 会議

(理事会の召集等)

第 19 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集します。

2. 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会の議長は、理事長が行ないます。

(理事会の議決事項と定足数)

第 20 条 理事会の議決事項は、この規約に別に定めるものほか、次の事項とします。

- 1) 総会に提出する議案に関すること
- 2) 総会の議決した事項で理事会の議決を要すること
- 4) 会費基準、旅費規程および研究委員会要綱に関すること
- 5) 理事長、専務理事、常任理事の互選
- 6) その他理事会が必要と認めた事項

2. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立するものとします。なお、委任状による出席も、出席とします。
3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成します。常任理事会は、理事会の委任をうけて研究所の重要事項を審議します。

2. 常任理事会は、理事長または常任理事の要請によりそのつど開催するものとします。
3. 常任理事会の議長は、理事長とします。
4. 常任理事会は、次の事項を審議します。
  - 1) 理事会提出議案の作成に関すること。
  - 2) 理事会議決事項の執行に関すること。
  - 3) その他理事会の議決を要しない日常業務に関すること。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会を年 1 回開催するものとし、理事長が招集するものとします。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集します。
3. 理事長は、会員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
4. 総会の招集は、少なくとも 7 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知します。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、理事長とします。

2. 前条 3 項の臨時総会の議長は、出席会員のなかから選任するものとします。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会の議決事項は、この規約に別に定めるものほか、次の事項とします。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 規約の設定、変更
- 5) 解散および解散に伴う残余財産処分についての事項
- 6) その他研究所の業務に関する重要事項

(総会の定足数等)

第 25 条 会員は、各一個の議決権を有するものとします。

2. 総会は会員の過半数の出席によって成立します。委任状による出席も出席とします。
3. 総会の議事は、出席した会員の過半数でもって決し、可否同数のときは議長の決する

ところによるものとします。但し、第 24 条 1 項 5 号に定める解散は、出席した会員の 3 分の 2 以上の多数で決するものとします。

(会員への通知)

第 26 条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知するものとします。

(企画委員会)

第 27 条 研究所には、企画委員会を設けます。

2. 企画委員会は、専務理事が招集し、団体会員から 5 名、個人会員から 4 名を上限に、

事務局長を含めて構成し、常任理事会が委員を任命します。

3. 企画委員会の目的、運営等に必要な規程を別に定めるものとします。

(運営委員会)

第 28 条 研究所には、運営委員会を設けます。

2. 運営委員会は、事務局員及び 3 名以上 5 名以内の研究者で構成します。運営委員及び

運営委員長は常任理事会の任命とします。運営委員会は運営委員長が招集し、月 1 回の

開催とします。

3. 運営委員会の目的、運営等に係る規程を別に定めるものとします。

(研究会)

第 29 条 研究所には研究会、研究発表、交流、研究紙誌等、調査研究活動推進のために必要な要件を規程の中に設けることが出来ます。

(議事録)

第 30 条 すべての会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が記名押印の上、これを保存します。

## 第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 31 条 研究所の資産は、次のとおりとします。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 会費
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 研究所の資産は、理事長が管理します。

(経費の弁済)

第 33 条 研究所の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁します。

(事業計画および収支予算)

第 34 条 研究所の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議決を経るものとします。

(収支決算)

第 35 条 研究所の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けるものとします。

(会費)

第 36 条 研究所は、個人会員（賛助会員）および団体会員（賛助会員）の 1 口あたりの年会費を次のとおりとします。なお、会費基準を別途定めます。

- 1) 個人会員（賛助会員も同じ）1 口月額 500 円（年額 6 千円）
- 2) 団体会員（賛助会員も同じ）1 口月額 5 千円（年額 6 万円）

(会計年度)

第 37 条 研究所の会計年度は、毎年 3 月 21 日に始まり、翌年 3 月 20 日に終了するものとし

ます。ただし、初年度については、設立の日よりはじまるものとします。

## 第 6 章 事務局

(設置等)

第 38 条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置し、専務理事が統括します。

2. 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置きます。
3. 事務局長、事務局員は理事長が任免します。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

(備え付け帳簿および書類)

第 39 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとします。

- 1) くらしと協同の研究所の規約
- 2) 会員（賛助会員）名簿および会員（賛助会員）の異動に関する書類
- 3) 理事、監事および事務局員の名簿および履歴書
- 4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- 5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- 7) その他必要な帳簿および書類

## 第 7 章 補足

(委任)

第 40 条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

付則 この規約は、くらしと協同の研究所の設立の日（1993 年 6 月 26 日）から施行します。

1. この規約の改正は、第二回総会の日（1994 年 6 月 25 日）から施行します。
2. この規約の改正は、第三回総会の日（1995 年 9 月 9 日）から施行します。
3. この規約の改正は、第十回総会の日（2002 年 6 月 22 日）から施行します。
4. この規約の改正は、第二十四回総会の日（2016 年 6 月 25 日）から施行します。
5. この規約の改定は、第二十五回総会の翌日（2017 年 6 月 25 日）から施行します。

## くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第 36 条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

### (団体会員の会費)

第 1 条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

#### (1) 購買生協

前年度の年間供給高	5 億円未満	1/2 口 月額 2.5 千円 (年額 3 万円)
10 億円未満	1 口	5 千円 ( 6 万円)
25 億円未満	2 口	1 万円 ( 12 万円)
50 億円未満	4 口	2 万円 ( 24 万円)
75 億円未満	6 口	3 万円 ( 36 万円)
100 億円未満	8 口	4 万円 ( 48 万円)
150 億円未満	9 口	4.5 万円 ( 54 万円)
200 億円未満	10 口	5 万円 ( 60 万円)
250 億円未満	11 口	5.5 万円 ( 66 万円)
300 億円未満	12 口	6 万円 ( 72 万円)
350 億円未満	13 口	6.5 万円 ( 78 万円)
400 億円未満	14 口	7 万円 ( 84 万円)
450 億円未満	16 口	8 万円 ( 96 万円)
500 億円未満	18 口	9 万円 ( 108 万円)
550 億円未満	20 口	10 万円 ( 120 万円)
600 億円未満	25 口	12.5 万円 ( 150 万円)
600 億円以上	30 口	15 万円 ( 180 万円)

#### (2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

#### (3) 生協以外の協同組合等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

#### (4) 特定非営利法人等

1/2 口月額 2.5 千円 (年額 3 万円)、1/2 口以上の口数加入とします。

### (団体賛助会員の会費)

第 2 条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

#### (1) 購買生協

前年度の年間供給高	50 億円未満	1 口 月額 5 千円 ( 6 万円)
100 億円未満	2 口	1 万円 ( 12 万円)
200 億円未満	3 口	1. 5 万円 ( 18 万円)
300 億円未満	4 口	2 万円 ( 24 万円)
400 億円未満	5 口	2. 5 万円 ( 30 万円)
500 億円未満	6 口	3 万円 ( 36 万円)
600 億円未満	7 口	3. 5 万円 ( 42 万円)
700 億円未満	8 口	4 万円 ( 48 万円)
700 億円以上	10 口	5 万円 ( 60 万円)

#### (2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

#### (3) 全国連合会

第 2 条 (1) 賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

#### (4) 生協以外の協同組合等

第1条 (3) 正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

(5) 株式会社等

1口月額5千円（年額6万円）、1口以上の口数加入とします。

(6) 特定非営利法人等

1/5口月額1千円（年額1万2千円）、1/5口以上の口数加入とします。

(個人会員の会費)

第3条 会員たる個人の会費は、1口月額500円（年額6千円）とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額（年額3千円）とします。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年5月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

(配布等の基準)

第5条 団体会員（賛助会員）がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

(会費基準の改訂)

第6条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

(会費の減免)

第7条 自然災害や感染症の蔓延、経済的な激変等により、経営的に大きな困難に見舞われる会員が発生した場合、理事会で会費減免措置について協議、確認をした上で、会費減免の申し出があった会員に対して、減免措置を行います。

付則 本基準は、1993年6月26日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003年4月26日（2002年度第4回理事会の日）から施行します。
3. 本基準の改定は、2006年4月22日（2005年度第3回理事会の日）から施行します。
4. 本基準の改定は、2020年12月12日（2020年度第1回理事会の日）から施行します。
5. 本基準の改定は、2022年5月7日（2021年度第3回理事会の日）から施行します。

## くらしと協同の研究所 研究会等設置規程

### (総則)

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会設置の目的と種類、設置の手続き、期間、援助内容について定めます。

### (目的)

第 2 条 研究所は、会員の調査研究活動を推進し、“くらしと協同”の研究の深化発展を図るため研究会を設けます。研究会は研究所規約第 3 条の目的実現に貢献します。

### (研究会の種類)

第 3 条 研究所が認める研究会は、常任理事会の議決をへて設置する「基幹研究会」と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する「公募研究会」、同様に個人会員の申請にもとづき運営委員会で審査、承認する「自由研究会」の 3 種類とコーポラティブ・ラボがあります。

2. 研究所には、他の団体と共同して行う「共同研究」と「共同調査」、及び他の団体からの依頼により行う「受託調査」があります。

### (基幹研究会)

第 4 条 基幹研究会は、常任理事会の議決をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。

2. 運営委員会は、年度の事業計画に基づき基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。
3. 研究会の構成員及び責任者は、常任理事会が任命します。
4. 研究期間は 2 年間を基本とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ常任理事会に提出します。
5. 研究会の構成員には、研究所の規定にもとづいて、交通費、食費、宿泊費、日当を支給します。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。
7. 基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は 3 割を超えない範囲を原則とします。

### (公募研究会)

第 5 条 公募研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の公募研究会予算の範囲で各公募研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し、各研究会に割り振ります。研究期間は 2 年を限度とし、研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年 3/20 の期間）に対応して毎年一回おこないます。研究活動終了の際は、2 年間の範囲で研究報告書を運営委員会に提出します。研究報告書は 2 万字を超えるものとします。

2. 公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認をうけます。「公募研究会申請書」には研究テーマ、2年間の研究活動計画と予算概算を明記します。1研究会には単年度で最低10万円を援助します。
3. 公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。
4. 研究会には会計担当を決め、援助費を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出する義務があります。
5. 申請期限は7月7日（土、日、祝を除く前日）までとし、10月より2年間を上限に研究活動を行います。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

（自由研究会）

第6条 基幹研究会、公募研究会以外の研究会のうち、運営委員会に「自由研究会登録書」を提出し、運営委員会の承認を得られた研究会を「自由研究会」とします。年度ごとに「年間活動報告書」を運営委員会に提出します。

2. 自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。
3. 研究所所有の書籍や資料及び施設の利用については使用する2日前（土、日、祝を除く）までには連絡をすることとします。他団体への調査依頼は、調査希望日の2か月前とします。

（共同研究・共同調査、受託調査）

第7条 共同研究・共同調査とは、他の団体と研究所が一つのテーマで共同して調査・研究する事で、その業績は公開を原則とします。

2. 共同研究・共同調査にかかる費用負担の割合は協同する団体と研究所で協議して決めます。
3. 受託調査とは、他の団体より依頼を受け、研究所が受託して行う調査の事をいい、報告書は「非公開」を原則とし、費用は全額委託元が負担します。

（コーポラティブ・ラボ）

第8条 若手会員を主体としたコーポラティブ・ラボを設置します。

2. コーポラティブ・ラボの活動内容は、別に内規で示すものとします。

（規程の改正）

第9条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

2. 本規程の改定は、2022年5月7日（2021年度第3回理事会の日）から施行します。

## くらしと協同全体研究会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会、研究発表、交流を推進するための「くらしと協同全体研究会」(以下「全体研究会」という)の目的と役割について定めます。

### (目的)

第 2 条 全体研究会は、研究所の研究活動に係る分野の発表と交流の場として設けます。全体研究会の活動を通じて研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

### (役割)

第 3 条 研究所規約第 3 条の定める研究所業務の調査研究業務に貢献します。

2. 全体研究会は各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに交流を行います。

### (準備会当)

第 4 条 全体研究会は運営委員会の長が主宰します。

2. 全体研究会の企画など準備及び当日の運営等について具体化するための準備会を設置することができます。

準備会は、研究会及び研究員に登録した者の中から運営委員会が選出することができます。

### (報告者・運営者の報酬当)

第 5 条 全体研究会準備会の構成員は、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

2. 全体研究会の報告者、発表者等については、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

3. 上記 1、2 を支給するにあたっては、運営委員会の承認を必要とします。

### (事務局)

第 6 条 全体研究会の事務局は規約第 38 条の規定する研究所事務局が担当します。

### (規程の改正)

第 7 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日(第 25 回総会の翌日)から施行します。

2. 本規程の改定は、2022 年 5 月 7 日 (2021 年度第 3 回理事会の日) から施行します。

## くらしと協同の研究所 企画委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第27条に定める企画委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

### (目的)

第2条 企画委員会は、生協現場の状況や実践事例を団体会員と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する事を通じて研究所の研究課題に繋げます。

### (役割)

第3条 団体会員の現場の状況を報告し、研究所への期待・要望を発信します。

2. 現場の状況や期待・要望を研究所の課題に繋げます。
3. 研究所の事業計画の原案を検討します。

### (構成)

第4条 企画委員会は、専務理事、団体会員4名、個人会員4名、事務局長で構成され、委員の総数は9名とします。企画委員会は専務理事が主宰します。

### (委員の選任)

第5条 企画委員会の委員は団体会員と個人会員から運営委員会が推薦し、常任理事会が任命します。

2. 運営委員会は近畿圏エリアの団体会員から推薦します。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

### (会議等)

第7条 企画委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 企画委員会は、年4回開催し、本規程第3条に定める役割を担います。

### (報酬等)

第8条 委員のうち、団体会員は旅費規程Iにより交通費、食費、宿泊費を支給、個人会員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。

### (事務局)

第9条 企画委員会の事務局は、規約第38条の規定する研究所事務局が担当します。

### (規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

## くらしと協同の研究所運営委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める運営委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

### (目的)

第2条 運営委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

### (役割)

第3条 研究所規約第3条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。

2. 運営委員会は、規約第27条にもとづき、近畿圏エリアの団体会員より企画委員候補を常任理事会に推薦します。
3. 運営委員会は、個人会員より編集委員候補を常任理事会に推薦します。
4. 運営委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。
5. 運営委員会は、くらしと協同全体研究会を主宰し、企画・運営等を行います。
6. 運営委員会は、常任理事会のもとに必要な事項を具体化します。

### (構成)

第4条 運営委員会は、研究所事務局員全員、個人会員3名以上5名以内で構成され、委員の総数は8名程度とします。

### (委員の選任)

第5条 委員となる個人会員及び事務局員全員及び委員長は常任理事会が任命します。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

### (会議等)

第7条 運営委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 運営委員会は、本規程第3条に定める役割を日常的に担います。

### 補則

原則月1回の開催とする。但し、必要なときには臨時に開催します。

### (報酬等)

第8条 委員には旅費規程Iにより、日当、交通費、食費、宿泊費を支給する。研究所事務局には別

途基準により支給する。

(事務局)

第 9 条 運営委員会の事務局は、規約第 38 条で規定する研究所事務局が担当します。

(議事録)

第 10 条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、委員に配布し、事務局が保存します。

(規程の改正)

第 11 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認を経て制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日から施行します。

付則 この規程は、2019 年 12 月 14 日から施行します。

## 『くらしと協同』編集委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第29条に定める『くらしと協同』編集委員会(以下「編集委員会」という)の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

### (目的)

第2条 編集委員会は、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献するために、季刊誌『くらしと協同』の編集を担います。

### (役割)

第3条 くらしや協同をめぐり社会で問題となっている事や、時代に応じた課題を探り出し、『くらしと協同』を通じて調査、発信します。

### (構成)

第4条 編集委員会の委員は、個人会員若干名と研究所事務局全員、院生事務局全員で構成されます。

### (委員の選任)

第5条 運営委員会が推薦し、委員全員及び編集委員長は常任理事会が承認します。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

### (会議等)

第7条 編集委員会の招集は委員長がおこないます。編集委員会には委員長を補佐する副編集長を設けることができます。副編集長は常任理事会が承認します。

### (報酬等)

第8条 編集委員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。研究所事務局は別途基準により支給します。

### (事務局)

第9条 編集委員会の事務局は、規約第38条の規定する研究所事務局が担当します。

### (規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

2. 本規程の改定は、2022年5月7日（2021年度第3回理事会の日）から施行します。

## くらしと協同の研究所 研究員規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第29条に定める研究員登録制度の目的と役割、手続きについて定めます。

### (目的)

第2条 研究員は研究所の調査・研究活動等推進のために主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

### (構成)

第3条 研究員は、登録を希望する個人会員で構成されます。

### (役割)

第4条 研究員は次の活動を行います。

- ・研究所の調査・研究活動
- ・講師活動

### (手続き)

第5条 研究員として登録を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を提出し、運営委員会で承認します。

### (広報)

第6条 研究員はホームページなどで紹介されます。

### (報酬等)

第7条 研究員は無給とします。

### (規程の改正)

第7条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

2. 本規程の改定は、2022年5月7日（2021年度第3回理事会の日）から施行します。

## くらしと協同の研究所 旅費規程 I

### (目的)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第18条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに運営委員会委員が、理事会、常任理事会、運営委員会の認める会議、ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行すめたに出張する場合の旅費交通費、宿泊費、日当の支給について定めます。

### (旅費交通費)

第2条 原則として、最短経路の公共交通機関（航空機を含む）を使用するものとし、使用交通機関の実費を別表にもとづいて支給します。

2. 航空機を使用する場合は事前に事務局長の許可を得るものとします。
3. 起点は自宅または勤務先からとします。

### (宿泊)

第3条 宿泊を必要とする場合は、別表にもとづいて宿泊費を支給します。ただし、研究所事務局が宿泊を斡旋する場合には、宿泊料実費（朝食費を含む）を研究所の負担とします。

2. 車（船、航空機）中泊にあたった場合も宿泊とみなし、寝台料金または宿泊費を支給します。

### (食事)

第4条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第1条に規程する業務が午後1時まで、または午後8時を超える場合は、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。

### (日当)

第5条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の1/2まで減額することができるものとします。

### (支給額)

第6条 第2条、第3条、第4条、第5条の別表を次のようにさだめます。

旅 費 交 通 費	宿 泊 費	食 費	日 当
料金実費（特急券、座席指定券ふくむ）	14000円を上限	昼 1000円 夜 1500円	3000円

会議、研究会ごとの対象基準は下記の通りです。

会議・研究会	旅費・交通費	宿泊費	食費	日当
理事会・常任理事会	実費	○	○	○
企画委員会・運営委員会				
監事会				
コーポラティブ・ラボ	実費	○	○	なし
基幹研究会	実費	○	○	○
共同研究	実費	○	○	なし
公募研究会	なし	なし	なし	なし
自主研究会	なし	なし	なし	なし
編集委員会（但し原稿料が発生する取材には日当は無し）	実費	○	○	※○
受託調査	実費	○	○	○

### (費用の精算)

第7条 この規程に関する費用の精算は、原則として1週間以内に領収書（および費用支出を

認める証憑) を添えて研究所事務局に請求するものとします。

(仮払い)

第8条 業務に関わる必要経費は、事務局長の許可を得て仮払いをうけることができます。仮払いの金額は、原則として帰着後1週間以内に領収書(および証憑)を添えて精算するものとします。

(運用)

第9条 この規程の運用は、研究所の事務局長が決定するものとします。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、事務局長の発議にもとづいて理事会が審議し、理事会が承認したときは理事長が制定するものとします。

付則 1.この規程は、1994年4月7日より施行します。

2.この規定改正は2017年6月25日より施行します。

3.この規定改正は2023年5月6日より施行します。

以上